

第5章 町民が主役のまちづくりと効率的で信頼される行財政運営

5-1 町民との協働の推進

(1) 町民参画によるまちづくりの推進

【現状と課題】

本格的な地方分権時代において、地方自治体には、政策面・財政面をはじめとして町政運営において自主性・自立性が求められ、その果たすべき役割はますます大きくなっています。

本町においても、極めて厳しい財政状況の中、町民ニーズの多様化・高度化が進み、様々な分野において課題に直面しています。

このような中、これまでのような行政のみを担い手とする公共サービスの提供は、質・量的に限界にきているため、今後は、住民団体やNPO法人さらには民間企業など、公共サービスを提供する意欲と能力を備えた多様な主体と行政とが協働してサービスを提供する仕組みを構築していく必要があります。

今後は、行政と町民が情報の共有化を図り、お互いに信頼できる関係を築くとともに町民がまちづくりに参画しやすい体制づくりや機会の拡充を図る必要があります。

【協働の基本原則】

※ ここでいうNPOとは、NPO法人、任意団体（市民活動団体、ボランティア団体など）、地縁団体（自治公民館など）、財団法人・社団法人、医療法人、社会福祉法人、学校法人などの非営利組織を意味します。

① 目的共有の原則

行政とNPOが協働を円滑に進めるためには、協働事業を実施するに当たっての課題をお互いに認識し、目的を共有することが必要です。

② 相互理解の原則

行政とNPOが、お互いの立場や特性を理解し、尊重するよう努めることが必要です。

③ 対等の原則

行政とNPOは、対等なパートナーであるとの認識に立ち、お互いの特性を認め、尊重することが必要です。

④ 自主性・自立性の尊重の原則

NPO活動は、団体が自らの責任において決定し行う自主的な活動であるため、特性が十分活かされるように、その主体性を尊重することが必要です。

⑤ 役割分担と責任分担の明確化の原則

行政とNPOの双方が、あらかじめ適切な役割分担を行い、役割に応じて責任を分担することを明確にしておくことが必要です。

⑥ 機会の平等の原則

協働を希望するNPOにとって、協働する機会が平等に開かれていることが必要です。

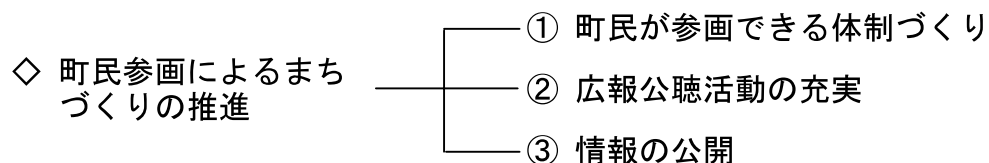
⑦ 時限性の原則

行政と特定のNPOが、相互に依存する関係に陥らないよう、協働事業の終了時期を明確にし、お互いに確認しておく必要があります。

⑧ 情報公開の原則

行政は、協働するNPOの選定基準などの協働に関する情報を公開し、新しいNPOの参入機会を確保するとともに、協働事業のプロセスや成果に関する情報を公表するなど、透明性を確保する必要があります。

【施策の体系】



【施策の方向】

① 町民が参画できる体制づくり

まちづくりの主役は町民です。町民が自発的にまちづくりに参加することで、人が育ち、活気あふれるまちが形成されます。

町民意識調査結果においても、「高鍋町の町政、まちづくりに関心がある」「これからのまちづくりには、町民の参加や協働が不可欠である」の問いに対し、大多数の町民が「関心がある」「不可欠である」と回答しており、この関心・意欲を今後のまちづくりに繋げていくため、町民がまちづくりに参画できる体制づくりを推進します。

また、多様化する町民ニーズに的確に対応していくため、公共サービスの新たな担い手として期待されるNPO法人等の各種団体、事業者とそれぞれの役割と責任のもとに協働し、町民の意向を反映したサービスを提供していく仕組みづくりを推進します。

そのため、行政の役割のあり方、サービス提供の主体や方法など見直しを行います。

【既実施事業】

- パブリックコメント制度 = 町の基本的な政策等の策定の過程において、その趣旨、目的、内容等の必要な事項を広く公表し、公表したものに対する町民等からの意見及び情報の提出を受け、当該意見等を考慮して意思決定を行うとともに、当該意見等の概要と当該意見等に対する町の考え方を公表する一連の手続き。
- 審議会・委員会等の委員公募制度 = 審議会等委員の一部を一般町民より公募する。
- 地区担当制の検討（試行） = 役場職員を各地区担当者として配置し、行政と町民（地域）との連携を深める。
- 事業の外部評価制度 = 各種事業の必要性などを検証・評価するため、外部（町民・民間）評価委員会を設置する。

【今後の検討事業】

- 町民提案型予算（事業）の創設
- 中間支援組織の立上げ
- 協働（まちづくり）コーディネーターの育成

② 広報公聴活動の充実

町民参画の行政運営を進めるうえで、また、高鍋町を広くPRするためには、広報公聴活動の充実が重要です。

本町では、「お知らせたかなべ」（毎月2回）、「広報たかなべ」（年6回）、「議会だより」（年4回）の発行と町ホームページを中心に広報を実施していますが、町民等に提供する情報内容のさらなる充実と、積極的な情報発信に努めます。

また、出前講座を通して、行政の各種施策や制度について町民への周知と理解を深めるとともに、町民からの意見や提言を活かしたまちづくりを進めていくため、より多くの町民に参画してもらえよう公聴活動の推進を図ります。

③ 情報の公開

行政の公正の確保と透明性の向上を図る上で情報公開は大変重要であり、町民に開かれた行政の推進と双方の信頼関係を構築するため、一層推進していく必要があります。

町広報紙やホームページでの町政情報の積極的な発信とともに、適切な文書管理を行い、積極的に情報公開を推進していきます。

【役割分担】

行政の役割	○協働のまちづくりの基本的なルールや仕組みを定めます。 ○地域づくり・まちづくりのリーダー育成と活動の支援を行います。 ○町民等が求める情報の把握に努め、積極的な情報提供・情報公開を行うとともに、説明責任を果たします。 ○町民と対話できる機会の拡充と対話しやすい環境をつくります。
町民や事業者等の役割	○地域活動に積極的に参加・協力します。 ○意見交換会やアンケートなどに参加し、要望や意見を伝えます。

5-2 効率的で信頼される行財政運営

(1) 効率的で信頼される行財政運営

【現状と課題】

本町では、平成20年3月で計画期間が終了した「第4次高鍋町行政改革大綱」の成果を継承するとともに、同大綱を基に策定した「高鍋集中改革プラン」に替わるものとして、平成20年4月に「みんながかわろう、みんなでつくろう、わが町たかなべ」～第5次高鍋町行財政改革大綱～を策定し、さらにスリムで効率的な行政経営体への転換を図るため、徹底した体質改善・改革に取り組んでいます。

その取り組みの一つとして、団塊世代の大量退職による職員数の大幅な減少や、地方分権に伴う事務量の増加に対応できる効率的で効果的な行政組織の再編を平成21年4月に行い、新たな組織体制による適正な人員配置と人件費の削減を図ったところです。

今後も、地方交付税の減少や公債費が高水準で推移していく中、少子高齢化社会への対応など社会情勢の変化に伴う財政需要の増大が見込まれます。

これからの地方分権時代においては、地方税を中心とする自主財源により、自立的・主体的な行財政運営が持続的に確保されることが必要です。

そのためにも、将来にわたって健全性が持続する財政構造への転換が不可欠なため、全ての町職員が意識改革を行い、不断の行財政改革を実行していく必要があります。

また、自主自立したまちづくりを進めるためには、町民の理解と協力が不可欠です。

○高鍋町一般会計決算額の推移 (単位:百万円)

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
歳入	7,542	7,362	6,597	7,208	6,792	6,662	6,538	7,117
歳出	7,260	7,224	6,449	7,109	6,689	6,497	6,305	6,873
差引	282	138	148	99	103	165	233	244

○町税の推移 (単位:百万円)

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
町民税	872	849	865	845	887	897	1,061	1,030
固定資産税	881	903	879	905	926	912	946	967
その他	215	210	212	220	219	220	219	209
合計	1,968	1,962	1,956	1,970	2,032	2,029	2,226	2,206

・町民税は、ほぼ横ばいで推移。平成18年度税制改正による税源委譲のため平成19年度から町民税収入が増加。

・固定資産税は、新築家屋等の増加による増収。

・その他の税は、「軽自動車税」「市町村たばこ税」「入湯税」の3税。

・「めいりんの湯」オープン時(H13)は、3千万円以上の入湯税の収入があったが、平成20年度は約2千2百万円と減収。

・軽自動車税は毎年増収で推移し、平成13年度と平成20年度を比較すると約1300万円、35%の増となっている。

・たばこ税は微増・微減を続けている。

○地方交付税の推移 (単位:百万円)

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
高鍋町	2,191	2,069	1,817	1,675	1,701	1,593	1,684	1,830

・平成13年度に発足した小泉内閣の構造改革の一つが「三位一体の改革」。

・平成16年度に国庫支出金と地方交付税合わせて3兆9千3百億円が削減されたが税源委譲は6千6百億円であった。

・平成19年度に伸びているのは、新型交付税(人口規模、土地の利用形態による行政コストの差を反映)が導入され高鍋町には有利であったことによる。

・平成20年度に伸びているのは、木城町が不交付団体になったことに伴う西都児湯環境整備事務組合分の西都市一括算入の廃止と、地方再生対策分が創設されたことによる。

○積立基金の推移 (単位:百万円)

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
基金残高	1,054	1,018	1,149	1,071	1,031	1,033	998	1,057

○義務的経費の推移 (単位:百万円)

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
人件費	1,836	1,695	1,617	1,605	1,625	1,562	1,499	1,490
扶助費	543	609	719	780	887	916	984	990
公債費	945	926	924	917	922	956	967	976
合計	3,324	3,230	3,260	3,302	3,434	3,434	3,450	3,456

・「人件費」「扶助費」「公債費(借入金の償還金)」の3つを指す。

・扶助費と公債費の割合は年々増加している。

・平成19年度決算で、義務的経費は歳出全体の55%を占めている。

【参考】高鍋町職員数の推移(各年度4月1日現在)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
職員数	200人	198人	192人	190人	187人	173人
対前年増減	—	△2人	△6人	△2人	△3人	△14人

○投資的経費の推移

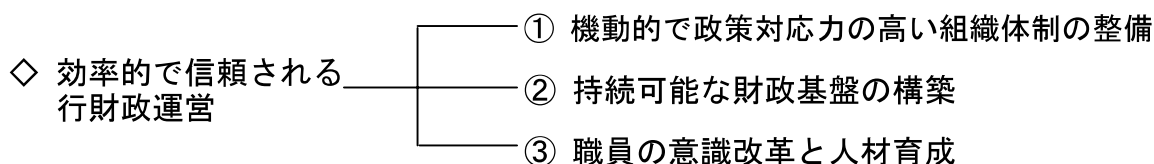
(単位:百万円)

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
普通建設事業費	1,385	1,308	689	980	964	860	696	988
単独事業費	595	624	341	628	360	244	202	151

・平成16年度は、健康づくりセンターが建設されたため前年度より伸びているが、年々減少傾向にある。

資料:政策推進課調

【施策の体系】



【施策の方向】

① 機動的で政策対応力の高い組織体制の整備

地方分権が進み、県等からの権限・事務移譲の進展や町政を取り巻く課題がますます複雑多様化する中、政策決定や事業実施については、町としての自主性・自立性をこれまで以上に高めていく必要があります。

財政状況が厳しさを増す中、高度化・多様化する行政需要に迅速かつ的確に対応し、活力ある町政運営を進めていくため、スクラップ・アンド・ビルドを基本に、事務事業や行政組織の不断の見直しを行うとともに、限られた資源(ヒト・モノ・カネ)を有効かつ適切に活用して、より効果的な施策を展開するため、庁内の総合的な政策調整能力を高め、実施事業の優先順位の明確化に努めます。

また、成果を重視した計画の進行管理を行うため、事務事業評価によるPDC Aサイクルを確立し、検証結果を次年度以降の新たな施策・事業に反映させるなど、効率的な行政経営体への転換を図ります。

② 持続可能な財政基盤の構築

財政再建団体への転落を回避し、必要な住民サービスを安定的に提供していくためには、人件費等の削減・抑制はもちろん、既得権を排除した事務事業の徹底した見直しが必要です。

歳出抑制に向けた事務事業の整理・合理化については、住民サービスの公平性・公正性を確保するため、受益者負担の原則による改革を推進します。

財源の確保については、自主財源の根幹をなす町税や保険料・使用料等の収納率向上と新たな財源の創出・確保に努めるとともに、国・県等補助制度の積極的な活用を図ります。

各施策の実施にあたっては、その必要性・緊急性の優先度を十分に勘案しながら、選択と集中の観点により、予算及び人材の重点化を図り、持続可能な財政構造への転換を目指します。

③ 職員の意識改革と人材育成

町職員は常に全体の奉仕者としての自覚と責任感を持ち、町民の視点に立って質の高い行政サービスを提供するとともに、様々な政策課題へ適切に対応することが求められています。

このため、従前から指摘のある前例踏襲や縦割り、コスト意識の欠如といったいわゆる「お役所仕事」を克服し、職員一人ひとりが柔軟な発想と明確なコスト意識をもって職務を遂行するよう意識改革を推進するとともに、職員資質の向上を図るための研修や人事評価制度の導入など、人材育成に基軸をおいた人事制度改革を推進します。

【役割分担】

行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> ○行財政改革の進行管理を適正に行います。 ○職員の資質向上を図ります。
町民や事業者等の役割	<ul style="list-style-type: none"> ○納税の義務を果たすとともに、納税者として行政に関心を持ちます。 ○町民自らできる部分は、積極的に自分たちで行います。 ○各種団体は、自立した運営に努めます。

5-3 広域行政の推進

(1) 広域行政の推進

【現状と課題】

生活圏や経済圏は時代とともに広域化し、町民の意識や関心もより広域的となり、行政に対する要請も多様化・高度化してきています。また、市町村単位における施設整備の非効率性などが指摘されるようになっていきます。

西都児湯圏域においては、昭和47年11月に西都児湯広域市町村圏協議会が設立されて以来、一般廃棄物（ごみ・し尿）処理事業、消防・救急体制の整備、視聴覚ライブラリ一等の広域行政を積極的に進め、効率的な行政運営に努めてきました。

また平成21年度から、農業生産性の向上を目指し、一ツ瀬川雑用水を供給するため、西都市・新富町・木城町・高鍋町の4市町で「一ツ瀬川雑用水管理事業」を開始したところです。

近年、市町村合併の進展等により、広域行政内の市町村数が著しく減少した圏域や広域行政機構を有しない圏域が広がるなど、広域行政圏を取り巻く環境は大きく変化してきました。

国においては、このような状況を踏まえ、これまで都道府県知事が圏域を設定し行政機能の分担等を推進してきた広域行政圏施策を廃止し、「定住自立圏構想推進要綱」を策定し、平成20年12月26日付で通知がなされたところです。

「定住自立圏構想」とは、人口減少時代を迎え、地方圏において安心して暮らせる地域を各地に形成し、地方圏から三大都市圏への人口流出を食い止めるとともに、地方圏への人の流れを創出するため、既にある程度の都市機能を持つ「中心市」と、生活面や経済面で中心市と関わりの深い「周辺市町村」が支えあう共生社会の実現を推進していく施策です。中心市では、圏域全体の暮らしに必要な都市機能を集中的に整備するとともに、周辺市町村では必要な生活機能の確保を図るなど、中心市と周辺市町村の連携・協力により圏域全体の活性化を図ろうとするものです。

本町においても、医療・福祉・教育・土地利用・産業振興などの生活機能の強化や、地域公共交通・ICTインフラの整備、交流・移住促進などを推進していく上で、これまでの枠組みに加えて、新たな圏域の形成による課題解決に向けた取組みが必要となっています。

市町村合併については、平成14年4月、県内ではいち早く「東児湯任意合併協議会」を設立、平成16年1月に「市町村の合併の特例に関する法律（旧合併特例法）」に基づく「東児湯合併協議会」を高鍋町・木城町・川南町・都農町の4町で設立し協議を重ねてきました。結果的には、第7回の協議会において解散が賛成多数で確認され、各町議会で平成16年8月31日付法定協議会廃止の議決が行われたところです。

その後、平成17年3月31日に失効した旧合併特例法の下で進んだ市町村合併をさらに推進するための合併新法が平成17年4月1日に施行されましたが、間もなく、期限の平成22年3月31日を迎えようとしています。

【施策の体系】

◇ 広域行政の推進 —— ① 広域行政の推進

【施策の方向】

① 広域行政の推進

西都児湯広域市町村圏協議会については、第4次西都児湯広域市町村圏計画の最終年度である平成22年度までは現在の取り組みを存続し、平成23年度以降の取扱いについては、道州制や定住自立圏構想の進展などを注視しながら、平成22年度末までに検討し結論づけます。

現在、一部事務組合方式で管理・運営されている西都児湯クリーンセンター、西都児湯斎場、高鍋木城衛生組合、東児湯消防組合、一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団の事業については、業務内容の一層の充実や効率化に努めます。

また、保健・医療・福祉、文化・観光振興等の各分野における広域連携についても、既存の枠組みにとらわれない連携のあり方と可能性について検討を行います。

市町村合併については、町民等の意見を踏まえ、東児湯五町の合併を基本に、県や関係町との連携を図りながら、引き続き実現に向けた取り組みを推進します。

【役割分担】

行政の役割	○快適で活力のある圏域の形成に向けた広域行政に取り組みます。 ○市町村合併に向けた取り組みを推進します。
町民や事業者等の役割	○圏域内外の住民等と積極的に交流します。